

指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書

令和 5 年 7 月 24 日

経済産業大臣
西村 康稔 殿

北海道苫小牧市大成町1-11-25

苫小牧熱供給株式会社
代表取締役 戸澤 茂忠

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第52条第1項の規定により次のとおり指定旧供給区域熱供給規程の変更の認可を受けたいので申請します。

(苫小牧市西部地区)

変更の内容	別紙のとおり
実施期日	令和5年 10月 1日

添 付 書 類

1. 供給規程変更理由
2. 熱供給規程新旧対照表
3. 収支見積書（様式第4）
4. 新供給規程
5. 供給規程設定申請添付説明資料（熱供給規程算定要領 様式）

以 上

供給規程変更理由

1. 変更を必要とする理由

弊社は、苫小牧市西部地区において昭和 51 年（1976 年）10 月 8 日に熱供給事業許可を得て、昭和 51 年 12 月から公営住宅及び商業施設へ熱供給を継続して行っております。

平成 19 年（2007 年）6 月、温熱製造に使用している温水ボイラーの燃料を、従前の A 重油から、より安価でかつ安定供給が見込まれるとの当時の判断により、地元苫小牧産の天然ガスを主体とした都市ガス 13A に燃料転換を実施しております。令和 4 年（2022 年）2 月ロシアのウクライナ侵攻により、欧州がロシア産ガスから脱却を目指したことで需給バランスが大きく変動した結果、天然ガス価格は高騰、現在も高止まりで推移しております。また、昨今の世界情勢を踏まえるとこの状況は長期化する可能性も示唆されております。

このような状況下、当社では業務効率化を含むコストダウン（常勤取締役 1 名退任予定、フレックスタイム制度導入、2022 年度の社員給与の定昇凍結、巡回車 1 台削減、給湯メーターなどのリース契約の廃止等）に取り組んで参りましたが、燃料ガスコストが企業努力の及ばない水準にまで達しており、現行の料金体系では熱事業を維持することが困難な状況となっております。

当社の主な供給先であるユーザーは公営住宅 37 棟にお住まいいただいている 2,680 世帯の住民の皆様であります。この公営住宅の建物は、熱供給による集中暖房と給湯供給を念頭に設計・建設されており、他の熱源を利用することができない構造となっております。当社の事業が維持できず撤退となれば、住民の皆様全てが熱源を失うと等しく、それは住民の皆様生命に関わる大きな問題であり、絶対に阻止しなければなりません。

そのためには、昨今のような大きく変動するエネルギー情勢下においても適合できる公正な熱料金システムの導入によって、安定した収益を確保し健全な熱事業の運営を行うことが、お客様への安全・安心をお届けする適正な方法であると考えております。これが、この度に申請に至った理由でございます。

2. 変更の内容

(1) 熱料金の変更 (税込)

(単位：円)

	今回(A)	現行(B)	差(A)-(B)	改定率
住宅用温熱 定額制暖房料金 (円/m ² ・暖房期間)	3,302.00	2,288.00	1,014	44.32%
住宅用温熱 従量制給湯料金 最低料金 (円/月)	3,802.00	2,888.00	914	31.65%
住宅用温熱 従量制給湯料金 従量料金 (円/1.7m ³ を超える0.1m ³)	223.7	169.9	53.8	31.67%
業務用温熱 従量制温熱料金 基本料金 (円/MJ・h・月)	356.2	272.4	83.8	30.76%
業務用温熱 従量制温熱料金 従量料金 (円/MJ)	3.32	2.28	1.04	45.61%
凍結防止等料金 (円/月)	—	14,272	-14,272	—

① 燃料価格は、2013年度（前回申請時）から天然ガス価格の上昇率は
（前回申請時を100とする）2023年8月は129%になります。

② 今回申請時の燃料費は、営業費の58%を占めている為熱料金の変更を申請
致しました。

以 上

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程

(旧) 現行の熱供給規程

熱 供 給 規 程

熱 供 給 規 程

(苦 小 牧 市 西 部 地 区)

(苦 小 牧 市 西 部 地 区)

令和 5 年 10 月 1 日 実施

令和 元 年 10 月 1 日 実施

苦 小 牧 熱 供 給 株 式 会 社

苦 小 牧 熱 供 給 株 式 会 社

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程

(旧) 現行の熱供給規程

2023〇〇 資 第 〇 号
令和5年〇〇月〇〇日認可

20190606 資 第 1 号
令和元年9月10日認可

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程		(旧) 現行の熱供給規程	
目 次		目 次	
§1. 総 則		§1. 総 則	
1. 目 的	1	1. 目 的	1
2. 摘要区域	1	2. 摘要区域	1
3. 規程の認可および変更	1	3. 規程の認可および変更	1
4. 用語の定義	1	4. 用語の定義	1
5. 単位および端数処理	2	5. 単位および端数処理	2
6. 実施細則	2	6. 実施細則	2
§2. 使用の申込みおよび熱需給契約		§2. 使用の申込みおよび熱需給契約	
7. 使用の申込み	3	7. 使用の申込み	3
8. 熱需給契約の成立および変更	3	8. 熱需給契約の成立および変更	3
9. 契約容量の変更	3	9. 契約容量の変更	3
10. 承諾の限界	3	10. 承諾の限界	3
11. 名義の変更	3	11. 名義の変更	3
12. 契約の廃止	3	12. 契約の廃止	3
13. 使用の休止および再使用	3	13. 使用の休止および再使用	3
§3. 供 給		§3. 供 給	
14. 供給方式	5	14. 供給方式	5
15. 供給期間および時間	5	15. 供給期間および時間	5
16. 供給条件	5	16. 供給条件	5
17. 供給または使用の制限もしくは中止	6	17. 供給または使用の制限もしくは中止	6
18. 供給の停止およびその解除	6	18. 供給の停止およびその解除	6
19. 供給制限等の損害賠償	6	19. 供給制限等の損害賠償	6
20. お客様の土地および建物への立入り	7	20. お客様の土地および建物への立入り	7
§4. 工 事		§4. 工 事	
21. 工事の施工	8	21. 工事の施工	8
22. お客様の土地および建物の場所の提供	8	22. お客様の土地および建物の場所の提供	8
23. 電源および空気源の提供	8	23. 電源および空気源の提供	8
24. 工事に伴う費用の負担	8	24. 工事に伴う費用の負担	8
§5. 受入施設および使用施設の操作等		§5. 受入施設および使用施設の操作等	
25. 受入施設および使用施設の操作等	10	25. 受入施設および使用施設の操作等	10

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程
<p>§6. 保 安</p> <p>26. 保守および保安の責任分界 11</p> <p>27. 連絡等 11</p> <p>28. 受入施設および使用施設の改善 11</p> <p>29. 供給施設等の損傷防止 11</p> <p>§7. 料 金</p> <p>30. 料金の適用開始の日 12</p> <p>31. 料金算定 12</p> <p>32. 使用量の計算 12</p> <p>33. 使用量の通知 12</p> <p>34. 計量器故障時等の使用量の決定 12</p> <p>35. 料金の支払義務 13</p> <p>36. 日割計算 13</p> <p>37. 熱媒体の放出等による賠償 13</p> <p>38. 凍結防止等料金 14</p> <p>39. 料金の前納 14</p> <p>附 則</p> <p>1. この規程の実施期日 14</p> <p>2. 新旧料金の切替措置 14</p> <p>別 表</p> <p>料 金 表 15</p>	<p>§6. 保 安</p> <p>26. 保守および保安の責任分界 11</p> <p>27. 連絡等 11</p> <p>28. 受入施設および使用施設の改善 11</p> <p>29. 供給施設等の損傷防止 11</p> <p>§7. 料 金</p> <p>30. 料金の適用開始の日 12</p> <p>31. 料金算定 12</p> <p>32. 使用量の計算 12</p> <p>33. 使用量の通知 12</p> <p>34. 計量器故障時等の使用量の決定 12</p> <p>35. 料金の支払義務 13</p> <p>36. 日割計算 13</p> <p>37. 熱媒体の放出等による賠償 13</p> <p>38. 凍結防止等料金 14</p> <p>39. 料金の前納 14</p> <p>附 則</p> <p>1. この規程の実施期日 15</p> <p>2. 消費税法の改正に伴う経過措置 15</p> <p>別 表</p> <p>料 金 表 16</p>

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程
<p>§ 1. 総 則</p> <p>1. 目 的 当社が、一般の需要に応じて熱を供給する場合の料金その他の供給条件は、この熱供給規程(以下「規程」といいます。)によります。</p> <p>2. 適用区域 この規程は、次の供給区域に適用します。 苫小牧市弥生町2丁目3番～6番、9番、11番、12番 〃 青葉町1丁目 〃 大成町1丁目1番、3番、5番～14番</p> <p>3. 規程の認可および変更 (1) この規程は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第52条第1項の規程に基づき経済産業大臣の認可を受けたものです。 (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受けてこの規程を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の規程によります。</p> <p>4. 用語の定義 この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとします。 (1) 「熱媒体」とは、温水をいいます。 (2) 「導管」とは、熱発生所からお客さま敷地境界に至る温水管をいいます。 (3) 「元弁」とは、導管から熱媒体の供給をしゃ断するための弁で、原則として各お客さまごとに温水管に取り付けるものをいいます。 (4) 「受入管」とは、お客さま敷地境界から使用施設の手前までの温水管をいいます。ただし、お客さま敷地内に元弁を設ける場合には、元弁より(元弁を含まず。)使用施設の手前までの温水管をいいます。 (5) 「供給制御装置」とは、お客さまへの熱媒体の流入状態およびお客さまからの熱媒体の返送状態を管理するための制御装置、計測値の通信装置およびこれらに付属する装置をいいます。 (6) 「計量器」とは、使用量を計量して料金算定の基礎とするための熱量計および流量計をいいます。 (7) 「供給施設」とは、熱発生所、導管、元弁等、供給制御装置およびこれらに付属する施設をいいます。 (8) 「受入施設」とは、受入管、計量器、制御弁、ストレーナ、バイパス弁およびこれらに付属する施設をいいます。 (9) 「使用施設」とは、お客さまの建物内施設のうち受入施設を除く施設をいいます。</p>	<p>§ 1. 総 則</p> <p>1. 目 的 当社が、一般の需要に応じて熱を供給する場合の料金その他の供給条件は、この熱供給規程(以下「規程」といいます。)によります。</p> <p>2. 適用区域 この規程は、次の供給区域に適用します。 苫小牧市弥生町2丁目3番～6番、9番、11番、12番 〃 青葉町1丁目 〃 大成町1丁目1番、3番、5番～14番</p> <p>3. 規程の認可および変更 (1) この規程は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第52条第1項の規程に基づき経済産業大臣の認可を受けたものです。 (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受けてこの規程を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の規程によります。</p> <p>4. 用語の定義 この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとします。 (1) 「熱媒体」とは、温水をいいます。 (2) 「導管」とは、熱発生所からお客さま敷地境界に至る温水管をいいます。 (3) 「元弁」とは、導管から熱媒体の供給をしゃ断するための弁で、原則として各お客さまごとに温水管に取り付けるものをいいます。 (4) 「受入管」とは、お客さま敷地境界から使用施設の手前までの温水管をいいます。ただし、お客さま敷地内に元弁を設ける場合には、元弁より(元弁を含まず。)使用施設の手前までの温水管をいいます。 (5) 「供給制御装置」とは、お客さまへの熱媒体の流入状態およびお客さまからの熱媒体の返送状態を管理するための制御装置、計測値の通信装置およびこれらに付属する装置をいいます。 (6) 「計量器」とは、使用量を計量して料金算定の基礎とするための熱量計および流量計をいいます。 (7) 「供給施設」とは、熱発生所、導管、元弁等、供給制御装置およびこれらに付属する施設をいいます。 (8) 「受入施設」とは、受入管、計量器、制御弁、ストレーナ、バイパス弁およびこれらに付属する施設をいいます。 (9) 「使用施設」とは、お客さまの建物内施設のうち受入施設を除く施設をいいます。</p>

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程
<p>(10) 「圧力」とは、熱媒体のゲージ圧力をいいます。</p> <p>(11) 「契約容量」とは、契約上使用できる最大熱負荷容量をいいます。</p> <p>(12) 「特定計量器」とは、計量法に定める特定計量器をいいます。</p> <p>(13) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。</p> <p>(14) 「税込」とは、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。</p> <p>5. 単位および端数処理 この規程において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 契約容量の単位は、1MJ/h(1メガジュール毎時)とし、1MJ/h未満の端数は、小数点以下第一位で四捨五入します。</p> <p>(2) 使用量の単位は、熱量計の場合は1MJ(1メガジュール)とし、1MJ未満の端数は、切り捨てます。また流量計の場合は0.1m³(0.1立方メートル)とし、0.1m³未満の端数は、切り捨てます。</p> <p>(3) 面積の単位は、0.01m²(0.01平方メートル)とし、0.01m²未満の端数は、切り捨てます。</p> <p>(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税等相当額が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。</p> <p>6. 実施細則 この規程の実施上必要な細目的事項は、別に定める実施細則によるほか、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>(10) 「圧力」とは、熱媒体のゲージ圧力をいいます。</p> <p>(11) 「契約容量」とは、契約上使用できる最大熱負荷容量をいいます。</p> <p>(12) 「特定計量器」とは、計量法に定める特定計量器をいいます。</p> <p>(13) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。</p> <p>(14) 「税込」とは、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。</p> <p>5. 単位および端数処理 この規程において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 契約容量の単位は、1MJ/h(1メガジュール毎時)とし、1MJ/h未満の端数は、小数点以下第一位で四捨五入します。</p> <p>(2) 使用量の単位は、熱量計の場合は1MJ(1メガジュール)とし、1MJ未満の端数は、切り捨てます。また流量計の場合は0.1m³(0.1立方メートル)とし、0.1m³未満の端数は、切り捨てます。</p> <p>(3) 面積の単位は、0.01m²(0.01平方メートル)とし、0.01m²未満の端数は、切り捨てます。</p> <p>(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税等相当額が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。</p> <p>6. 実施細則 この規程の実施上必要な細目的事項は、別に定める実施細則によるほか、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>
2	2

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程
<p>§ 2. 使用の申込みおよび熱供給契約</p> <p>7. 使用の申込み お客さまが新たに熱供給を受ける場合またはその変更を希望する場合は、あらかじめこの規程を承諾のうえ、当社所定の申込書に所要事項を記入して当社に申し込んでいただきます。 なお、給湯は暖房の付随契約で、給湯のみの申込みはできません。</p> <p>8. 熱供給契約の成立および変更 (1) 熱供給契約(以下「契約」といいます。)またはその変更は、申込みを当社が承諾したときに成立します。 (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、熱の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成することがあります。</p> <p>9. 契約容量の変更 お客さまは、建物の増設、改造または用途変更等により最大熱負荷容量に増減を生じる場合は、当社と協議のうえ、契約容量を変更することができます。</p> <p>10. 承諾の限界 当社は、需給状況その他の事由によりやむをえない場合は、経済産業大臣の承認を受けて7. に規定する使用の申込みの全部または一部を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をお知らせします。</p> <p>11. 名義の変更 お客さまに異動を生じる場合であって、新たなお客さまが熱の需給に関するそれまで熱の供給を受けていたお客さまの全ての権利・義務を引き継ぐ場合は、事前に当社に連絡して所定の手続きをしていただきます。</p> <p>12. 契約の廃止 (1) 熱の使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめ当社と協議して廃止期日を定めて当社所定の手続きにより申し込んでいただきます。当社は、この申込みをお客さまが定めた廃止期日後に受けた場合は、受けた日をもって廃止の期日とします。 (2) 契約期間中の料金その他の債権・債務は、契約が消滅しても消滅しません。 (3) 当社は、お客さまが熱の使用を廃止した後も、既設の当社所有の供給施設を存置することがあります。</p>	<p>§ 2. 使用の申込みおよび熱供給契約</p> <p>7. 使用の申込み お客さまが新たに熱供給を受ける場合またはその変更を希望する場合は、あらかじめこの規程を承諾のうえ、当社所定の申込書に所要事項を記入して当社に申し込んでいただきます。 なお、給湯は暖房の付随契約で、給湯のみの申込みはできません。</p> <p>8. 熱供給契約の成立および変更 (1) 熱供給契約(以下「契約」といいます。)またはその変更は、申込みを当社が承諾したときに成立します。 (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、熱の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成することがあります。</p> <p>9. 契約容量の変更 お客さまは、建物の増設、改造または用途変更等により最大熱負荷容量に増減を生じる場合は、当社と協議のうえ、契約容量を変更することができます。</p> <p>10. 承諾の限界 当社は、需給状況その他の事由によりやむをえない場合は、7. に規定する使用の申込みの全部または一部を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をお知らせします。</p> <p>11. 名義の変更 お客さまに異動を生じる場合であって、新たなお客さまが熱の需給に関するそれまで熱の供給を受けていたお客さまの全ての権利・義務を引き継ぐ場合は、事前に当社に連絡して所定の手続きをしていただきます。</p> <p>12. 契約の廃止 (1) 熱の使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめ当社と協議して廃止期日を定めて当社所定の手続きにより申し込んでいただきます。当社は、この申込みをお客さまが定めた廃止期日後に受けた場合は、受けた日をもって廃止の期日とします。 (2) 契約期間中の料金その他の債権・債務は、契約が消滅しても消滅しません。 (3) 当社は、お客さまが熱の使用を廃止した後も、既設の当社所有の供給施設を存置することがあります。</p>
3	3

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程
<p>13. お客さまの休止および再使用 お客さまが連続して30日以上熱の使用を休止しようとする場合は、事前に当社へ連絡いただき、所定の手続きの上、暖房・給湯元栓閉栓等の閉栓措置を行った日をもって原則休止となります。 また、休止中のお客さまが再使用する場合は、事前に当社へ連絡いただき、所定の手続きの上、暖房・給湯元栓開栓等の開栓措置をもって原則再使用開始(休止解除)となります。</p> <p>4</p>	<p>13. お客さまの休止および再使用 お客さまが連続して30日以上熱の使用を休止しようとする場合および休止中のお客さまが再使用しようとする場合は、所定の手続きにより事前に当社に連絡していただきます。 当社は、お客さまが定めた休止期日後にこの申し込みを受けた場合は、受けた日をもって休止の期日とします。 この場合、当社は受入施設に休止または再使用に必要な措置をします。</p> <p>4</p>

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程

(旧) 現行の熱供給規程

§3. 供給

14. 供給方式

温水は、送り管、返り管が独立した2管方式で、変流量方式とします。

15. 供給期間および時間

熱の供給は、下記のとおりとします。

暖房	毎年10月16日から翌年5月31日までの終日
給湯	通年終日

ただし、気象条件等により、供給期間および時間を変更することがあります。

16. 供給条件

① 送り温度

送り温度は、計量器の送り側感温部において、30分間測定平均値で下記のとおりとします。

	標準温度	許容範囲
温水	120.0℃	90.0℃～140.0℃

ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合には、お客さまに支障のない範囲内でこの温度以外の温度で供給することがあります。

② 返り温度

返り温度は、計量器の返り側感温部において、30分間測定平均値で下記のとおりとしていただきます。

	標準温度	許容範囲
温水	70.0℃	55.0℃～85.0℃

③ 圧力

導管内の通常の圧力は、TP(東京湾中等潮位)6.3m基準で下記のとおりとします。

	送り管	返り管
温水	0.58MPa～0.97MPa	0.39MPa～0.68MPa

§3. 供給

14. 供給方式

温水は、送り管、返り管が独立した2管方式で、変流量方式とします。

15. 供給期間および時間

熱の供給は、下記のとおりとします。

暖房	毎年10月16日から翌年5月31日までの終日
給湯	通年終日

ただし、気象条件等により、供給期間および時間を変更することがあります。

16. 供給条件

① 送り温度

送り温度は、計量器の送り側感温部において、30分間測定平均値で下記のとおりとします。

	標準温度	許容範囲
温水	120.0℃	90.0℃～140.0℃

ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合には、お客さまに支障のない範囲内でこの温度以外の温度で供給することがあります。

② 返り温度

返り温度は、計量器の返り側感温部において、30分間測定平均値で下記のとおりとしていただきます。

	標準温度	許容範囲
温水	70.0℃	55.0℃～85.0℃

③ 圧力

導管内の通常の圧力は、TP(東京湾中等潮位)6.3m基準で下記のとおりとします。

	送り管	返り管
温水	0.58MPa～0.97MPa	0.39MPa～0.68MPa

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程
<p>ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合には、お客さまに支障のない範囲内でこの圧力以外の圧力で供給することがあります。</p> <p>17. 供給または使用の制限もしくは中止 当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給の制限もしくは中止をし、または使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。当社は、その必要が生じた場合には速やかにお客さまに連絡します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 天災その他の不可抗力により供給できない場合 (2) 供給施設に影響を与えるような障害が受入施設または使用施設に生じた場合 (3) 供給施設に故障が生じた場合 (4) 供給施設の修繕その他の工事を施工するため必要がある場合 (5) 法令の規定に基づく経済産業大臣の指示がある場合 (6) その他保安上の必要がある場合 <p>18. 供給の停止およびその解除</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、供給を停止することがあります。 <ol style="list-style-type: none"> ① 料金が35。一(1)の規定による料金支払義務発生の日の翌月1日から起算して50日以内に支払われない場合で、当社がそれに対して督促しても支払われない場合 ② この規程によって支払いを要することとなった料金以外の債務が支払われない場合 ③ 20。の規定により当社係員がお客さまの土地および建物に立ち入ることを正当な理由なく拒みまたは妨害した場合 ④ 熱を不正に使用した場合 ⑤ 28。の規定により当社がお客さま所有の受入施設または使用施設の修繕等を求めても、それが実行されない場合 ⑥ その他この規程に違反し、その旨警告しても改めない場合 (2) (1)により供給を停止されたお客さまが停止の事由を解消した場合は、速やかに供給の停止を解除します。 ただし、当社が受けた損害がある場合は、その賠償金の全額が支払われたときに停止を解除します。 <p>19. 供給制限等の損害賠償</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社は、17。の規定により供給または使用を制限もしくは中止した場合であって、それが当社の責めによらない事由に基づくものである場合は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2) 当社は、18。一(1)の規定により供給を停止した場合、それによって生じたお客さまの損害については、賠償の責めを負いません。 	<p>ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合には、お客さまに支障のない範囲内でこの圧力以外の圧力で供給することがあります。</p> <p>17. 供給または使用の制限もしくは中止 当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給の制限もしくは中止をし、または使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。当社は、その必要が生じた場合には速やかにお客さまに連絡します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 天災その他の不可抗力により供給できない場合 (2) 供給施設に影響を与えるような障害が受入施設または使用施設に生じた場合 (3) 供給施設に故障が生じた場合 (4) 供給施設の修繕その他の工事を施工するため必要がある場合 (5) 法令の規定に基づく経済産業大臣の指示がある場合 (6) その他保安上の必要がある場合 <p>18. 供給の停止およびその解除</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、供給を停止することがあります。 <ol style="list-style-type: none"> ① 料金が35。一(1)の規定による料金支払義務発生の日の翌日から起算して50日以内に支払われない場合で、当社がそれに対して督促しても支払われない場合 ② この規程によって支払いを要することとなった料金以外の債務が支払われない場合 ③ 20。の規定により当社係員がお客さまの土地および建物に立ち入ることを正当な理由なく拒みまたは妨害した場合 ④ 熱を不正に使用した場合 ⑤ 28。の規定により当社がお客さま所有の受入施設または使用施設の修繕等を求めても、それが実行されない場合 ⑥ その他この規程に違反し、その旨警告しても改めない場合 (2) (1)により供給を停止されたお客さまが停止の事由を解消した場合は、速やかに供給の停止を解除します。 ただし、当社が受けた損害がある場合は、その賠償金の全額が支払われたときに停止を解除します。 <p>19. 供給制限等の損害賠償</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社は、17。の規定により供給または使用を制限もしくは中止した場合であって、それが当社の責めによらない事由に基づくものである場合は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2) 当社は、18。一(1)の規定により供給を停止した場合、それによって生じたお客さまの損害については、賠償の責めを負いません。

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程

(旧) 現行の熱供給規程

20. お客さまの土地および建物への立入り

当社は、検針、検査、調査およびその他の作業のため必要な場合には、お客さまの承諾をえて係員をお客さまの土地および建物に立ち入らせていただきます。
この場合には、正当な事由がない限り立ち入ることを承諾していただきます。
なお、お客さまの求めに応じ、係員である旨の証明をさせていただきます。

20. お客さまの土地および建物への立入り

当社は、検針、検査、調査およびその他の作業のため必要な場合には、お客さまの承諾をえて係員をお客さまの土地および建物に立ち入らせていただきます。
この場合には、正当な事由がない限り立ち入ることを承諾していただきます。
なお、お客さまの求めに応じ、係員である旨の証明をさせていただきます。

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程
<p>§ 4. 工 事</p> <p>21. 工事の施工</p> <p>(1) 供給施設に関する工事は、当社が施工します。</p> <p>(2) お客様所有の受入施設および使用施設に関する工事は、お客様に施工していただきます。ただし、受入施設のうち、計量器、制御弁、ストレーナおよびバイパス弁については当社所有のものを当社指定の設置要領に従って取り付けていただきます。</p> <p>なお、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合は、当社が取り替え等の工事を行います。</p> <p>(3) 計量器の設置は、原則として1契約につき熱媒体ごとに1計量器を設置し、当社がお客様の契約容量に応じた計量器を選択します。</p> <p>(4) 供給施設と受入施設の接続は、当社立ち会いのもとお客様に施工していただきます。</p> <p>(5) お客様は、受入施設および使用施設的设计・施工に関しては事前に当社と協議したうえで実施していただきます。</p> <p>(6) 供給施設と受入施設の接続の位置は、原則として導管から最短となる位置とします。</p> <p>22. お客様の土地および建物の場所の提供</p> <p>(1) 当社は、計量器その他熱を供給するために必要な施設または工事に要する場所を、無償で使用させていただきます。</p> <p>この場合、お客様はその場所が借地または借家であるときは、あらかじめお客様において地主・家主その他の利害関係人の承諾をえておいていただきます。</p> <p>(2) 計量器およびその付属装置を設置する場所は、検針および維持管理が容易な場所としていただきます。</p> <p>23. 電源および空気源の提供</p> <p>計量器、供給制御装置等に必要な電源および空気源は無償でお客様から提供していただきます。</p> <p>24. 工事に伴う費用の負担</p> <p>(1) 供給施設は当社の所有とし、これに要する工事費は当社が負担します。</p> <p>(2) 受入施設(当社所有のものを除く。)は、お客様の所有とし、これに要する工事費はお客様に負担していただきます。</p> <p>(3) 受入施設のうち、当社所有の計量器、制御弁、ストレーナおよびバイパス弁は当社の負担としますが、取付工事費はお客様に負担していただきます。</p>	<p>§ 4. 工 事</p> <p>21. 工事の施工</p> <p>(1) 供給施設に関する工事は、当社が施工します。</p> <p>(2) お客様所有の受入施設および使用施設に関する工事は、お客様に施工していただきます。ただし、受入施設のうち、計量器、制御弁、ストレーナおよびバイパス弁については当社所有のものを当社指定の設置要領に従って取り付けていただきます。</p> <p>なお、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合は、当社が取り替え等の工事を行います。</p> <p>(3) 計量器の設置は、原則として1契約につき熱媒体ごとに1計量器を設置し、当社がお客様の契約容量に応じた計量器を選択します。</p> <p>(4) 供給施設と受入施設の接続は、当社立ち会いのもとお客様に施工していただきます。</p> <p>(5) お客様は、受入施設および使用施設的设计・施工に関しては事前に当社と協議したうえで実施していただきます。</p> <p>(6) 供給施設と受入施設の接続の位置は、原則として導管から最短となる位置とします。</p> <p>22. お客様の土地および建物の場所の提供</p> <p>(1) 当社は、計量器その他熱を供給するために必要な施設または工事に要する場所を、無償で使用させていただきます。</p> <p>この場合、お客様はその場所が借地または借家であるときは、あらかじめお客様において地主・家主その他の利害関係人の承諾をえておいていただきます。</p> <p>(2) 計量器およびその付属装置を設置する場所は、検針および維持管理が容易な場所としていただきます。</p> <p>23. 電源および空気源の提供</p> <p>計量器、供給制御装置等に必要な電源および空気源は無償でお客様から提供していただきます。</p> <p>24. 工事に伴う費用の負担</p> <p>(1) 供給施設は当社の所有とし、これに要する工事費は当社が負担します。</p> <p>(2) 受入施設(当社所有のものを除く。)は、お客様の所有とし、これに要する工事費はお客様に負担していただきます。</p> <p>(3) 受入施設のうち、当社所有の計量器、制御弁、ストレーナおよびバイパス弁は当社の負担としますが、取付工事費はお客様に負担していただきます。</p>
8	8

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程
<p>ただし、特別な計量器、制御弁、ストレーナおよびバイパス弁を設置する場合は、その費用をお客さまに負担していただきます。</p> <p>なお、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合の工事費は、当社が負担します。</p> <p>(4) 供給施設と受入施設の接続に要する工事費は、お客さまに負担していただきます。</p> <p>(5) お客さまの都合により既設導管および元弁の取り替え、移設等の工事を行う場合、これに要する費用はお客さまに負担していただきます。</p> <p>(6) お客さまの都合により特別な施設を設置する場合、これに要する費用はお客さまに負担していただきます。</p> <p>(7) 当社所有の施設の修繕に要する費用は当社が負担し、お客さま所有の施設の修繕に要する費用はお客さまに負担していただきます。</p> <p>ただし、当社所有の施設であってもお客さまの故意または過失によって損傷または滅失した場合は、お客さまから修繕に要した費用をいただきます。</p> <p>(8) 契約成立後、お客さまの都合により解約または契約容量の減少もしくは工事の中止によって損害が生じた場合には、その損害を賠償していただくことがあります。</p> <p>(9) お客さまに負担していただく工事等に伴う費用は、消費税等相当額を加えたものとし、原則として当該工事等の着工前に支払っていただきます。</p>	<p>ただし、特別な計量器、制御弁、ストレーナおよびバイパス弁を設置する場合は、その費用をお客さまに負担していただきます。</p> <p>なお、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合の工事費は、当社が負担します。</p> <p>(4) 供給施設と受入施設の接続に要する工事費は、お客さまに負担していただきます。</p> <p>(5) お客さまの都合により既設導管および元弁の取り替え、移設等の工事を行う場合、これに要する費用はお客さまに負担していただきます。</p> <p>(6) お客さまの都合により特別な施設を設置する場合、これに要する費用はお客さまに負担していただきます。</p> <p>(7) 当社所有の施設の修繕に要する費用は当社が負担し、お客さま所有の施設の修繕に要する費用はお客さまに負担していただきます。</p> <p>ただし、当社所有の施設であってもお客さまの故意または過失によって損傷または滅失した場合は、お客さまから修繕に要した費用をいただきます。</p> <p>(8) 契約成立後、お客さまの都合により解約または契約容量の減少もしくは工事の中止によって損害が生じた場合には、その損害を賠償していただくことがあります。</p> <p>(9) お客さまに負担していただく工事等に伴う費用は、消費税等相当額を加えたものとし、原則として当該工事等の着工前に支払っていただきます。</p>
9	9

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程

(旧) 現行の熱供給規程

§ 5. 受入施設および使用施設の操作等

25. 受入施設および使用施設の操作等

受入施設(当社所有の施設を除く。)および使用施設の操作等は、別に定める実施細則に従ってお客さまに行っていただきます。

さらに、供給施設に影響を与えると予想される操作等を行う場合は、あらかじめ当社と協議していただきます。

§ 5. 受入施設および使用施設の操作等

25. 受入施設および使用施設の操作等

受入施設(当社所有の施設を除く。)および使用施設の操作等は、別に定める実施細則に従ってお客さまに行っていただきます。

さらに、供給施設に影響を与えると予想される操作等を行う場合は、あらかじめ当社と協議していただきます。

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程
<p>§ 6. 保 安</p> <p>26. 保守および保安の責任分界 供給施設等の当社所有施設は、当社が保守および保安の責任を負います。 受入施設(当社所有の施設を除く。)および使用施設は、お客さまにおいて保守および保安の責任を負っていただきます。</p> <p>27. 連絡等 (1) 当社は、供給施設または当社所有の受入施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生し、熱の供給に支障が起きた場合は、速やかにその旨お客さまに連絡し、必要な処置をとることとします。 (2) お客さまは、お客さま所有の受入施設または使用施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生した場合、あるいはその修繕または改造を行う場合等、熱の需給に支障が起きると予想されるときは、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。 なお、お客さまは、お客さまの建物内の当社所有の受入施設について異常を発見した場合は、26. の規定にかかわらず、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。</p> <p>28. 受入施設および使用施設の改善 当社は、保安上必要と認めた場合は、受入施設または使用施設について修繕、撤去、改造もしくは特別の施設の設置を求めまたはその使用をお断りすることがあります。</p> <p>29. 供給施設等の損傷防止 供給施設および受入施設には損傷を与えないようにしていただきます。特に、分岐ボックス、受入管の上部には原則として建物の設置、樹木の植込み等は避けていただきます。 また、分岐ボックスには雨水の流入等が生じないよう地盤面を維持していただきます。</p>	<p>§ 6. 保 安</p> <p>26. 保守および保安の責任分界 供給施設等の当社所有施設は、当社が保守および保安の責任を負います。 受入施設(当社所有の施設を除く。)および使用施設は、お客さまにおいて保守および保安の責任を負っていただきます。</p> <p>27. 連絡等 (1) 当社は、供給施設または当社所有の受入施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生し、熱の供給に支障が起きた場合は、速やかにその旨お客さまに連絡し、必要な処置をとることとします。 (2) お客さまは、お客さま所有の受入施設または使用施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生した場合、あるいはその修繕または改造を行う場合等、熱の需給に支障が起きると予想されるときは、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。 なお、お客さまは、お客さまの建物内の当社所有の受入施設について異常を発見した場合は、26. の規定にかかわらず、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。</p> <p>28. 受入施設および使用施設の改善 当社は、保安上必要と認めた場合は、受入施設または使用施設について修繕、撤去、改造もしくは特別の施設の設置を求めまたはその使用をお断りすることがあります。</p> <p>29. 供給施設等の損傷防止 供給施設および受入施設には損傷を与えないようにしていただきます。特に、分岐ボックス、受入管の上部には原則として建物の設置、樹木の植込み等は避けていただきます。 また、分岐ボックスには雨水の流入等が生じないよう地盤面を維持していただきます。</p>
<p align="center">11</p>	<p align="center">11</p>

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程
<p>§ 7. 料 金</p> <p>30. 料金の適用開始の日 料金は、需給開始の日から適用します。ただし、需給契約書を作成されたお客さまについては、需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用します。</p> <p>31. 料金算定 (1) 定額制暖房料金(住宅用温熱) お客さまが毎月支払う料金は、別表の1により算定した当該月額料金とします。 (2) 従量制給湯料金(住宅用温熱) ① 最低料金は、別表の1により毎月算定します。 ② 従量料金は、計量器の検針によって計量された使用量に基づき別表の1により毎月算定します。 ③ お客さまが毎月支払う料金は、最低料金と従量料金の合計額とします。 (3) 従量制温熱料金(業務用温熱) ① 基本料金は、熱の使用の有無にかかわらず、契約容量に基づき別表の1により毎月算定します。 ② 従量料金は、計量器の検針によって計量された使用量に基づき別表の1により毎月算定します。 ③ お客さまが毎月支払う料金は、基本料金と従量料金の合計額とします。 (4) 前各号の規定にかかわらず、13. の規定の長期休止の適用を受ける場合、お客さまが支払う料金は、別表の2により計算した金額とします。</p> <p>32. 使用量の計算 (1) 料金算定のために行う計量器の検針は、原則として毎月同じ日に行います。 (2) 毎月の使用量は、当月検針日の計量器の読みから前月検針日の計量器の読みを差し引いた量とします。 (3) 各計量器による使用量の計量の単位は、熱量計の場合は1メガジュール、流量計の場合は0.1立方メートルとし、検針の際の使用量の計量単位未満の端数は読みません。</p> <p>33. 使用量の通知 当社は、32. の規定により計算した使用量を速やかにお客さまに通知します。</p> <p>34. 計量器故障時等の使用量の決定 計量器の故障その他の原因により使用量を正しく計量できなかった場合、その期間</p>	<p>§ 7. 料 金</p> <p>30. 料金の適用開始の日 料金は、需給開始の日から適用します。ただし、需給契約書を作成されたお客さまについては、需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用します。</p> <p>31. 料金算定 (1) 定額制暖房料金(住宅用温熱) お客さまが毎月支払う料金は、別表の1により算定した当該月額料金とします。 (2) 従量制暖房料金(業務用温熱) ① 基本料金は、熱の使用の有無にかかわらず、契約容量に基づき別表の1により毎月算定します。 ② 従量料金は、計量器の検針によって計量された使用量に基づき別表の1により毎月算定します。 ③ お客さまが毎月支払う料金は、基本料金と従量料金の合計額とします。 (3) 従量制給湯料金(住宅用温熱および業務用温熱) ① 最低料金は、別表の1により毎月算定します。 ② 従量料金は、計量器の検針によって計量された使用量に基づき別表の1により毎月算定します。 ③ お客さまが毎月支払う料金は、最低料金と従量料金の合計額とします。 (4) 前各号の規定にかかわらず、13. の規定の長期休止の適用を受ける場合、お客さまが支払う料金は、別表の2により計算した金額とします。</p> <p>32. 使用量の計算 (1) 料金算定のために行う計量器の検針は、原則として毎月同じ日に行います。 (2) 毎月の使用量は、当月検針日の計量器の読みから前月検針日の計量器の読みを差し引いた量とします。 (3) 各計量器による使用量の計量の単位は、熱量計の場合は1メガジュール、流量計の場合は0.1立方メートルとし、検針の際の使用量の計量単位未満の端数は読みません。</p> <p>33. 使用量の通知 当社は、32. の規定により計算した使用量を速やかにお客さまに通知します。</p> <p>34. 計量器故障時等の使用量の決定 計量器の故障その他の原因により使用量を正しく計量できなかった場合、その期間</p>
12	12

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程
<p>の使用量は、その期間直前3か月間の実績使用量の平均値、前年同期間の実績使用量または取り替えた計量器による使用量等を参考として、お客さまと当社との協議により決定します。</p> <p>35. 料金の支払義務</p> <p>(1) お客さまの料金の支払義務は、定額制暖房料金の場合は当月末日、それ以外の従量制料金の場合は検針日に発生します。</p> <p>(2) お客さまの支払う料金は、31. の規定により算定した金額とします。</p> <p>(3) お客さまは、毎月分の料金を35. 一(1)の規定による支払義務発生の日の翌月末日まで(以下「支払期限」といいます。)に、当社の指定する金融機関等を通じてお支払いいただきます。</p> <p>(4) お客さまが35. 一(3)の規定により料金を金融機関等を通じて支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれた日(口座振替の場合は、お客さまの預金口座から引き落された日)に当社に対する支払いがなされたものとします。</p> <p>(5) お客さまが支払期限を超過して料金を支払われる場合は、支払期限満了の日の翌日から消費税等相当額を控除した金額に対して3%の延滞金を別途申し受けます。</p> <p>(6) 料金等の支払いは支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p> <p>36. 日割計算</p> <p>(1) 当社は、基本料金、最低料金、定額料金について次の場合には使用日数に応じて日割計算をします。</p> <p>① 月の中途より熱の使用を開始もしくは廃止し、または契約の変更をした場合 この場合の使用日数には開始日が含まれ、廃止日が除かれます。</p> <p>② 17. の規定により熱の供給を中止し、またはお客さまに使用を中止していただいた場合 この場合、中止が連続する12時間以上24時間までをもって1日とし、1日未満は切り捨てます。</p> <p>③ 適用される料金に変更があった場合</p> <p>(2) 36. 一(1)の規定により基本料金、最低料金、定額料金を日割計算する場合は、基本料金月額、最低料金月額、定額料金月額に使用日数を乗じて、その月の暦日数で除したものとします。</p> <p>37. 熱媒体の放出等による賠償</p> <p>受入施設または使用施設の故障、工事等による熱媒体の放出、その他お客さまの責めに帰すべき事由により、熱媒体および熱量に損失を生じた場合は、その損失に相当する金額を当社と協議のうえ、支払っていただきます。</p>	<p>の使用量は、その期間直前3か月間の実績使用量の平均値、前年同期間の実績使用量または取り替えた計量器による使用量等を参考として、お客さまと当社との協議により決定します。</p> <p>35. 料金の支払義務</p> <p>(1) お客さまの料金の支払義務は、定額制暖房料金の場合は当月末日、それ以外の従量制料金の場合は検針日に発生します。</p> <p>(2) お客さまの支払う料金は、31. の規定により算定した金額とします。</p> <p>(3) お客さまは、毎月分の料金を35. 一(1)の規定による支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内(以下「支払期間」といいます。)に、当社の指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>(4) お客さまが35. 一(3)の規定により料金を金融機関等を通じて支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれた日(口座振替の場合は、お客さまの預金口座から引き落された日)に当社に対する支払いがなされたものとします。</p> <p>(5) お客さまが支払期間を超過して料金を支払われる場合は、支払期間の満了の日の翌日から消費税等相当額を控除した金額に対して3%の延滞金を別途申し受けます。</p> <p>(6) 料金等の支払いは支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>36. 日割計算</p> <p>(1) 当社は、基本料金(または定額料金)について次の場合には使用日数に応じて日割計算をします。</p> <p>① 月の中途より熱の使用を開始もしくは廃止し、または契約の変更をした場合 この場合の使用日数には開始日が含まれ、廃止日が除かれます。</p> <p>② 17. の規定により熱の供給を中止し、またはお客さまに使用を中止していただいた場合 この場合、中止が連続する12時間以上24時間までをもって1日とし、1日未満は切り捨てます。</p> <p>③ 適用される料金に変更があった場合</p> <p>(2) 36. 一(1)の規定により基本料金(または定額料金)を日割計算する場合は、基本料金月額(または定額料金月額)に使用日数を乗じて、その月の暦日数で除したものとします。</p> <p>37. 熱媒体の放出等による賠償</p> <p>受入施設または使用施設の故障、工事等による熱媒体の放出、その他お客さまの責めに帰すべき事由により、熱媒体および熱量に損失を生じた場合は、その損失に相当する金額を当社と協議のうえ、支払っていただきます。</p>
13	13

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程

(旧) 現行の熱供給規程

38. 凍結防止等料金

~~集合住宅の棟全体の室温保持および放熱器等の凍結防止のため、一定期間空室に熱を供給を受ける場合のお客さまが支払う料金は、31.の規定にかかわらず、別表の3により計算した金額とします。~~

~~この場合における料金の支払方法については、35.の規定にかかわらず別途協議のうえ決定します。~~

39. 料金の前納

~~定額制暖房料金につき前納される場合は、所定の割引きをいたします。~~

~~割引率に関しては、下記のとおりとします。~~

前納月数(か月)	4	5	6	7	8以上
割引率 (%)	1		2		3

38. 凍結防止等料金

集合住宅の棟全体の室温保持および放熱器等の凍結防止のため、一定期間空室に熱を供給を受ける場合のお客さまが支払う料金は、31.の規定にかかわらず、別表の3により計算した金額とします。

この場合における料金の支払方法については、35.の規定にかかわらず別途協議のうえ決定します。

39. 料金の前納

定額制暖房料金につき前納される場合は、所定の割引きをいたします。

割引率に関しては、下記のとおりとします。

前納月数(か月)	4	5	6	7	8以上
割引率 (%)	1		2		3

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程
附 則	附 則
<p>1. 実施期日 この規程は、令和5年10月1日から実施します。</p> <p>2. 消費税法の改正に伴う経過措置 前項の規程にかかわらず、令和元年9月30日以前から継続して供給するお客さまの、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に初めて支払義務が発生する料金については、変更前の規程を適用します。</p> <p>2. 新旧料金の切替措置 新料金は、この規程36. 一(1)の規定にかかわらず、令和5年10月1日以降に支払義務が発生する料金から適用します。</p>	<p>1. この規程の実施期日 この規程は、令和元年10月1日から実施します。</p> <p>2. 消費税法の改正に伴う経過措置 前項の規程にかかわらず、令和元年9月30日以前から継続して供給するお客さまの、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に初めて支払義務が発生する料金については、変更前の規程を適用します。</p>
14	15

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程

(旧) 現行の熱供給規程

別表

料 金 表

1. 熱料金

契約種別	料金算定基準	金額
(1)住宅用温熱	①定額制暖房料金 暖房床面積1m ² につき、1暖房期間	<u>3,302.00円</u> (税込)
	②従量制給湯料金 最低料金 1月につき(1.7m ³ まで)	<u>3,802.00円</u> (税込)
	従量料金 1.7m ³ を超える0.1m ³ につき *水道料は含まれていません。	<u>223.7円</u> (税込)
(2)業務用温熱	従量制温熱料金 基本料金 契約容量1MJ/hにつき、1か月	<u>356.2円</u> (税込)
	従量料金 使用量1MJにつき	<u>3.32円</u> (税込)

2. 休止料金

契約種別	料金算定基準	金額
(1)住宅用温熱	定額制暖房料金 休止連続30日につき	4,290円 (税込)
	30日を超える1日につき	143.0円 (税込)
(2)業務用温熱	従量制温熱料金 休止連続30日につき (契約容量1MJ/h当り)	252.26円 (税込)
	30日を超える1日につき (契約容量1MJ/h当り)	8.40円 (税込)

別表

料 金 表

1. 熱料金

契約種別	料金算定基準	金額
(1)住宅用温熱	①定額制暖房料金 暖房床面積1m ² につき、1暖房期間	<u>2,288.00円</u> (税込)
	②従量制給湯料金 最低料金 1月につき(1.7m ³ まで)	<u>2,888円</u> (税込)
	従量料金 1.7m ³ を超える0.1m ³ につき *水道料は含まれていません。	<u>169.9円</u> (税込)
(2)業務用温熱	①従量制温熱料金 基本料金 契約容量1MJ/hにつき、1か月	<u>272.4円</u> (税込)
	従量料金 使用量1MJにつき	<u>2.28円</u> (税込)
	②従量制給湯料金 最低料金 1月につき(1.7m ³ まで)	<u>2,888円</u> (税込)
	従量料金 1.7m ³ を超える0.1m ³ につき *水道料は含まれていません。	<u>169.9円</u> (税込)

熱供給規程 新旧対照表

(新) 変更後の熱供給規程

(旧) 現行の熱供給規程

2. 休止料金

契約種別	料金算定基準	金額
(1)住宅用温熱	定額制暖房料金 休止連続30日につき	4,290円(税込)
	30日を超える1日につき	143.0円(税込)
(2)業務用温熱	従量制暖房料金 休止連続30日につき (契約容量1MJ/h当り)	252.26円(税込)
	30日を超える1日につき (契約容量1MJ/h当り)	8.40円(税込)

3. 凍結防止等料金

契約種別	料金算定基準	金額
凍結防止等料金	凍結防止期間1か月1戸当り	14,272円(税込)

3. 凍結防止等料金

契約種別	料金算定基準	金額
凍結防止等料金	凍結防止期間1か月1戸当り	14,272円(税込)

(様式第4)

収 支 見 積 書

(単位:千円)

項 目	令和5年10月～	令和6年10月～	令和7年10月～	令和8年10月～	令和9年10月～	令和10年10月～	合計	
	令和6年9月	令和7年9月	令和8年9月	令和9年9月	令和10年9月	令和11年9月		
収 入 の 部	住宅用温熱料	348,902	348,902	337,891	326,565	326,565	326,565	2,015,390
	(熱量)GJ	76,307	76,307	73,908	71,403	71,403	71,403	440,731
	(単価)円/MJ	4.57	4.57	4.57	4.57	4.57	4.57	
	業務用温熱料	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	112,200
	(熱量)GJ	3,256	3,256	3,256	3,256	3,256	3,256	19,536
	(単価)円/MJ	5.74	5.74	5.74	5.74	5.74	5.74	
	給湯料	140,080	140,080	135,673	130,860	130,860	130,860	808,413
	(熱量)GJ	14,978	14,978	14,510	13,995	13,995	13,995	86,451
	(単価)円/MJ	9.35	9.35	9.35	9.35	9.35	9.35	
	その他収益	0	0	0	0	0	0	0
計	507,682	507,682	492,264	476,125	476,125	476,125	2,936,003	
支 出 の 部	燃料費	297,091	297,091	287,794	278,290	278,290	278,290	1,716,846
	(ガス数量)Km3	2,876	2,876	2,786	2,694	2,694	2,694	16,620
	冷温熱購入費 (購入量)	0	0	0	0	0	0	0
	電力料	25,809	25,809	24,744	24,026	24,026	24,026	148,440
	水道料	371	371	371	371	371	371	2,226
	労務費	77,899	76,656	76,734	76,812	76,901	76,566	461,568
	修繕費	5,017	5,017	5,017	5,017	5,017	5,017	30,102
	委託作業費	8,145	8,117	8,067	8,015	7,988	7,961	48,293
	租税課金	6,816	6,852	6,865	6,991	7,064	7,021	41,609
	減価償却費	44,935	44,012	43,600	45,555	44,219	41,981	264,302
	事業報酬	12,529	12,165	12,041	12,497	12,135	11,824	73,190
	法人税	5,529	5,368	5,314	5,515	5,355	5,218	32,299
	その他の支出	20,062	20,032	20,011	19,994	19,971	19,924	119,994
	計	504,203	501,490	490,558	483,083	481,337	478,199	2,938,869
差引利益(損失)	3,479	6,192	1,706	-6,958	-5,212	-2,074	-2,866	

熱 供 給 規 程

(苫小牧市西部地区)

令和 5 年 10 月 1 日 実施

苫小牧熱供給株式会社

令和〇〇・〇〇・〇〇 資第〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日認可

目 次

§ 1. 総 則	
1. 目 的	1
2. 適用区域	1
3. 規程の認可および変更	1
4. 用語の定義	1
5. 単位および端数処理	2
6. 実施細則	2
§ 2. 使用の申込みおよび熱需給契約	
7. 使用の申込み	3
8. 熱需給契約の成立および変更	3
9. 契約容量の変更	3
10. 承諾の限界	3
11. 名義の変更	3
12. 契約の廃止	3
13. 使用の休止および再使用	4
§ 3. 供 給	
14. 供給方式	5
15. 供給期間および時間	5
16. 供給条件	5
17. 供給または使用の制限もしくは中止	6
18. 供給の停止およびその解除	6
19. 供給制限等の損害賠償	6
20. お客様の土地および建物への立入り	7
§ 4. 工 事	
21. 工事の施工	8
22. お客様の土地および建物の場所の提供	8
23. 電源および空気源の提供	8
24. 工事に伴う費用の負担	8
§ 5. 受入施設および使用施設の操作等	
25. 受入施設および使用施設の操作等	10

§ 6. 保 安

26. 保守および保安の責任分界	11
27. 連絡等	11
28. 受入施設および使用施設の改善	11
29. 供給施設等の損傷防止	11

§ 7. 料 金

30. 料金の適用開始の日	12
31. 料金算定	12
32. 使用量の計算	12
33. 使用量の通知	12
34. 計量器故障時等の使用量の決定	12
35. 料金の支払義務	13
36. 日割計算	13
37. 熱媒体の放出等による賠償	13

附 則

1. この規定の実施期日	14
2. 新旧料金の切替措置	14
別表 料金表	15

§ 1. 総 則

1. 目 的

当社が、一般の需要に応じて熱を供給する場合の料金その他の供給条件は、この熱供給規程(以下「規程」といいます。)によります。

2. 適用区域

この規程は、次の供給区域に適用します。

苫小牧市弥生町2丁目3番～6番、9番、11番、12番

〃 青葉町1丁目

〃 大成町1丁目1番、3番、5番～14番

3. 規程の認可および変更

(1) この規程は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第52条第1項の規程に基づき経済産業大臣の認可を受けたものです。

(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受けてこの規程を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の規程によります。

4. 用語の定義

この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 「熱媒体」とは、温水をいいます。

(2) 「導管」とは、熱発生所からお客さま敷地境界に至る温水管をいいます。

(3) 「元弁」とは、導管から熱媒体の供給をしゃ断するための弁で、原則として各お客さまごとに温水管に取り付けるものをいいます。

(4) 「受入管」とは、お客さま敷地境界から使用施設の手前までの温水管をいいます。ただし、お客さま敷地内に元弁を設ける場合には、元弁より(元弁を含まず。)使用施設の手前までの温水管をいいます。

(5) 「供給制御装置」とは、お客さまへの熱媒体の流入状態およびお客さまからの熱媒体の返送状態を管理するための制御装置、計測値の通信装置およびこれらに付属する装置をいいます。

(6) 「計量器」とは、使用量を計量して料金算定の基礎とするための熱量計および流量計をいいます。

(7) 「供給施設」とは、熱発生所、導管、元弁等、供給制御装置およびこれらに付属する施設をいいます。

(8) 「受入施設」とは、受入管、計量器、制御弁、ストレーナ、バイパス弁およびこれらに付属する施設をいいます。

(9) 「使用施設」とは、お客さまの建物内施設のうち受入施設を除く施設をいいます。

- (10) 「圧力」とは、熱媒体のゲージ圧力をいいます。
- (11) 「契約容量」とは、契約上使用できる最大熱負荷容量をいいます。
- (12) 「特定計量器」とは、計量法に定める特定計量器をいいます。
- (13) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (14) 「税込」とは、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。

5. 単位および端数処理

この規程において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 契約容量の単位は、1MJ/h(1メガジュール毎時)とし、1MJ/h未満の端数は、小数点以下第一位で四捨五入します。
- (2) 使用量の単位は、熱量計の場合は1MJ(1メガジュール)とし、1MJ未満の端数は、切り捨てます。また流量計の場合は0.1m³(0.1立方メートル)とし、0.1m³未満の端数は、切り捨てます。
- (3) 面積の単位は、0.01m²(0.01平方メートル)とし、0.01m²未満の端数は、切り捨てます。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税等相当額が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

6. 実施細則

この規程の実施上必要な細目的事項は、別に定める実施細則によるほか、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

§ 2. 使用の申込みおよび熱需給契約

7. 使用の申込み

お客さまが新たに熱供給を受ける場合またはその変更を希望する場合は、あらかじめこの規程を承諾のうえ、当社所定の申込書に所要事項を記入して当社に申し込んでいただきます。

なお、給湯は暖房の付随契約で、給湯のみの申込みはできません。

8. 熱需給契約の成立および変更

(1) 熱需給契約(以下「契約」といいます。)またはその変更は、申込みを当社が承諾したときに成立します。

(2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、熱の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成することがあります。

9. 契約容量の変更

お客さまは、建物の増設、改造または用途変更等により最大熱負荷容量に増減を生じる場合は、当社と協議のうえ、契約容量を変更することができます。

10. 承諾の限界

当社は、需給状況その他の事由によりやむをえない場合は、経済産業大臣の承認を受けて7.に規定する使用の申込みの全部または一部を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をお知らせします。

11. 名義の変更

お客さまに異動を生じる場合であって、新たなお客さまが熱の需給に関するそれまで熱の供給を受けていたお客さまの全ての権利・義務を引き継ぐ場合は、事前に当社に連絡して所定の手続きをしていただきます。

12. 契約の廃止

(1) 熱の使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめ当社と協議して廃止期日を定めて当社所定の手続きにより申し込んでいただきます。当社は、この申込みをお客さまが定めた廃止期日後に受けた場合は、受けた日をもって廃止の期日とします。

(2) 契約期間中の料金その他の債権・債務は、契約が消滅しても消滅しません。

(3) 当社は、お客さまが熱の使用を廃止した後も、既設の当社所有の供給施設を存置することがあります。

13. お客様の休止および再使用

お客様が連続して30日以上熱の使用を休止しようとする場合は、事前に当社へ連絡いただき、所定の手続きの上、暖房・給湯元栓閉栓等の閉栓措置を行った日をもって原則休止となります。

また、休止中のお客様が再使用する場合は、事前に当社へ連絡いただき、所定の手続きの上、暖房・給湯元栓開栓等の開栓措置をもって原則再使用開始(休止解除)となります。

§ 3. 供 給

14. 供給方式

温水は、送り管、返り管が独立した2管方式で、変流量方式とします。

15. 供給期間および時間

熱の供給は、下記のとおりとします。

暖 房	毎年10月16日から翌年5月31日までの終日
給 湯	通 年 終 日

ただし、気象条件等により、供給期間および時間を変更することがあります。

16. 供給条件

① 送り温度

送り温度は、計量器の送り側感温部において、30分間測定平均値で下記のとおりとします。

	標準温度	許容範囲
温 水	120.0℃	90.0℃～140.0℃

ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合には、お客さまに支障のない範囲内でこの温度以外の温度で供給することがあります。

② 返り温度

返り温度は、計量器の返り側感温部において、30分間測定平均値で下記のとおりとしていただきます。

	標準温度	許容範囲
温 水	70.0℃	55.0℃～85.0℃

③ 圧 力

導管内の通常の圧力は、TP(東京湾中等潮位)6.3m基準で下記のとおりとします。

	送 り 管	返 り 管
温 水	0.58MPa～0.97MPa	0.39MPa～0.68MPa

ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合には、お客さまに支障のない範囲内でこの圧力以外の圧力で供給することがあります。

17. 供給または使用の制限もしくは中止

当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給の制限もしくは中止をし、または使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。当社は、その必要が生じた場合には速やかにお客さまに連絡します。

- (1) 天災その他の不可抗力により供給できない場合
- (2) 供給施設に影響を与えるような障害が受入施設または使用施設に生じた場合
- (3) 供給施設に故障が生じた場合
- (4) 供給施設の修繕その他の工事を施工するため必要がある場合
- (5) 法令の規定に基づく経済産業大臣の指示がある場合
- (6) その他保安上の必要がある場合

18. 供給の停止およびその解除

(1) 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、供給を停止することがあります。

- ① 料金が**35.**-(1)の規定による料金支払義務発生の日の翌月1日から起算して50日以内に支払われない場合で、当社がそれに対して督促しても支払われない場合
- ② この規程によって支払いを要することとなった料金以外の債務が支払われない場合
- ③ **20.**の規定により当社係員がお客さまの土地および建物に立ち入ることを正当な理由なく拒みまたは妨害した場合
- ④ 熱を不正に使用した場合
- ⑤ **28.**の規定により当社がお客さま所有の受入施設または使用施設の修繕等を求めても、それが実行されない場合
- ⑥ その他この規程に違反し、その旨警告しても改めない場合

(2) (1)により供給を停止されたお客さまが停止の事由を解消した場合は、速やかに供給の停止を解除します。

ただし、当社が受けた損害がある場合は、その賠償金の全額が支払われたときに停止を解除します。

19. 供給制限等の損害賠償

(1) 当社は、**17.**の規定により供給または使用を制限もしくは中止した場合であって、それが当社の責めによらない事由に基づくものである場合は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 当社は、**18.**-(1)の規定により供給を停止した場合、それによって生じたお客さ

まの損害については、賠償の責めを負いません。

20. お客様の土地および建物への立入り

当社は、検針、検査、調査およびその他の作業のため必要な場合には、お客様の承諾をえて係員をお客様の土地および建物に立ち入らせていただきます。

この場合には、正当な事由がない限り立ち入ることを承諾していただきます。

なお、お客様の求めに応じ、係員である旨の証明をさせていただきます。

§ 4. 工 事

21. 工 事 の 施 工

- (1) 供給施設に関する工事は、当社が施工します。
- (2) お客さま所有の受入施設および使用施設に関する工事は、お客さまに施工していただきます。ただし、受入施設のうち、計量器、制御弁、ストレーナおよびバイパス弁については当社所有のものを当社指定の設置要領に従って取り付けていただきます。
なお、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合は、当社が取り替え等の工事を行います。
- (3) 計量器の設置は、原則として1契約につき熱媒体ごとに1計量器を設置し、当社がお客さまの契約容量に応じた計量器を選択します。
- (4) 供給施設と受入施設の接続は、当社立ち会いのもとにお客さまに施工していただきます。
- (5) お客さまは、受入施設および使用施設的设计・施工に関しては事前に当社と協議したうえで実施していただきます。
- (6) 供給施設と受入施設の接続の位置は、原則として導管から最短となる位置とします。

22. お客さまの土地および建物の場所の提供

- (1) 当社は、計量器その他熱を供給するために必要な施設または工事に要する場所を、無償で使用させていただきます。
この場合、お客さまはその場所が借地または借家であるときは、あらかじめお客さまにおいて地主・家主その他の利害関係人の承諾をえておいていただきます。
- (2) 計量器およびその付属装置を設置する場所は、検針および維持管理が容易な場所としていただきます。

23. 電源および空気源の提供

計量器、供給制御装置等に必要な電源および空気源は無償でお客さまから提供していただきます。

24. 工事に伴う費用の負担

- (1) 供給施設は当社の所有とし、これに要する工事費は当社が負担します。
- (2) 受入施設(当社所有のものを除く。)は、お客さまの所有とし、これに要する工事費はお客さまに負担していただきます。
- (3) 受入施設のうち、当社所有の計量器、制御弁、ストレーナおよびバイパス弁は当社の負担としますが、取付工事費はお客さまに負担していただきます。

ただし、特別な計量器、制御弁、ストレーナおよびバイパス弁を設置する場合は、その費用をお客さまに負担していただきます。

なお、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合の工事費は、当社が負担します。

- (4) 供給施設と受入施設の接続に要する工事費は、お客さまに負担していただきます。
- (5) お客さまの都合により既設導管および元弁の取り替え、移設等の工事を行う場合、これに要する費用はお客さまに負担していただきます。
- (6) お客さまの都合により特別な施設を設置する場合、これに要する費用はお客さまに負担していただきます。
- (7) 当社所有の施設の修繕に要する費用は当社が負担し、お客さま所有の施設の修繕に要する費用はお客さまに負担していただきます。
ただし、当社所有の施設であってもお客さまの故意または過失によって損傷または滅失した場合は、お客さまから修繕に要した費用をいただきます。
- (8) 契約成立後、お客さまの都合により解約または契約容量の減少もしくは工事の中止によって損害が生じた場合には、その損害を賠償していただくことがあります。
- (9) お客さまに負担していただく工事等に伴う費用は、消費税等相当額を加えたものとし、原則として当該工事等の着工前に支払っていただきます。

§ 5. 受入施設および使用施設の操作等

25. 受入施設および使用施設の操作等

受入施設(当社所有の施設を除く。)および使用施設の操作等は、別に定める実施細則に従ってお客さまに行っていただきます。

さらに、供給施設に影響を与えると予想される操作等を行う場合は、あらかじめ当社と協議していただきます。

§ 6. 保 安

26. 保守および保安の責任分界

供給施設等の当社所有施設は、当社が保守および保安の責任を負います。

受入施設(当社所有の施設を除く。)および使用施設は、お客さまにおいて保守および保安の責任を負っていただきます。

27. 連 絡 等

(1) 当社は、供給施設または当社所有の受入施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生し、熱の供給に支障が起きた場合は、速やかにその旨お客さまに連絡し、必要な処置をとることとします。

(2) お客さまは、お客さま所有の受入施設または使用施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生した場合、あるいはその修繕または改造を行う場合等、熱の供給に支障が起きると予想されるときは、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。

なお、お客さまは、お客さまの建物内の当社所有の受入施設について異常を発見した場合は、26.の規定にかかわらず、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。

28. 受入施設および使用施設の改善

当社は、保安上必要と認めた場合は、受入施設または使用施設について修繕、撤去、改造もしくは特別の施設の設置を求めまたはその使用をお断りすることがあります。

29. 供給施設等の損傷防止

供給施設および受入施設には損傷を与えないようにしていただきます。特に、分岐ボックス、受入管の上部には原則として建物の設置、樹木の植込み等は避けていただきます。

また、分岐ボックスには雨水の流入等が生じないよう地盤面を維持していただきます。

§ 7. 料 金

30. 料金の適用開始の日

料金は、需給開始の日から適用します。ただし、需給契約書を作成されたお客さまについては、需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用します。

31. 料金算定

(1) 定額制暖房料金(住宅用温熱)

お客さまが毎月支払う料金は、別表の1により算定した当該月額料金とします

(2) 従量制給湯料金(住宅用温熱)

① 最低料金は、別表の1により毎月算定します。

② 従量料金は、計量器の検針によって計量された使用量に基づき別表の1により毎月算定します。

③ お客さまが毎月支払う料金は、最低料金と従量料金の合計額とします。

(3) 従量制温熱料金(業務用温熱)

① 基本料金は、熱の使用の有無にかかわらず、契約容量に基づき別表の1により毎月算定します。

② 従量料金は、計量器の検針によって計量された使用量に基づき別表の1により毎月算定します。

③ お客さまが毎月支払う料金は、基本料金と従量料金の合計額とします。

(4) 前各号の規定にかかわらず、13. の規定の長期休止の適用を受ける場合、お客さまが支払う料金は、別表の2により計算した金額とします。

32. 使用量の計算

(1) 料金算定のために行う計量器の検針は、原則として毎月同じ日に行います。

(2) 毎月の使用量は、当月検針日の計量器の読みから前月検針日の計量器の読みを差し引いた量とします。

(3) 各計量器による使用量の計量の単位は、熱量計の場合は1メガジュール、流量計の場合は0.1立方メートルとし、検針の際の使用量の計量単位未満の端数は読みません。

33. 使用量の通知

当社は、32. の規定により計算した使用量を速やかにお客さまに通知します。

34. 計量器故障時等の使用量の決定

計量器の故障その他の原因により使用量を正しく計量できなかつた場合、その期間の使用量は、その期間直前3か月間の実績使用量の平均値、前年同期間の実績使用量または取り替えた計量器による使用量等を参考として、お客さまと当社との協議により決定します。

35. 料金の支払義務

- (1) お客さまの料金の支払義務は、定額制暖房料金の場合は当月末日、それ以外の従量制料金の場合は検針日に発生します。
- (2) お客さまの支払う料金は、31. の規定により算定した金額とします。
- (3) お客さまは、毎月分の料金を35. -(1)の規定による支払義務発生の日翌月末日まで(以下「支払期限」といいます。)に、当社の指定する金融機関等を通じてお支払いいただきます。
- (4) お客さまが35. -(3)の規定により料金を金融機関等を通じて支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれた日(口座振替の場合は、お客さまの預金口座から引き落とされた日)に当社に対する支払いがなされたものとします。
- (5) お客さまが支払期限を経過して料金を支払われる場合は、支払期限満了の日の翌日から消費税等相当額を控除した金額に対して3%の延滞金を別途申し受けません。
- (6) 料金等の支払いは支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

36. 日割計算

- (1) 当社は、基本料金、最低料金、定額料金について次の場合には使用日数に応じて日割計算をします。
 - ① 月の中途より熱の使用を開始もしくは廃止し、または契約の変更をした場合
この場合の使用日数には開始日が含まれ、廃止日が除かれます。
 - ② 17. の規定により熱の供給を中止し、またはお客さまに使用を中止していただいた場合
この場合、中止が連続する12時間以上24時間までをもって1日とし、1日未満は切り捨てます。
 - ③ 適用される料金に変更があった場合
- (2) 36. -(1)の規定により基本料金、最低料金、定額料金を日割計算する場合は、基本料金月額、最低料金月額、定額料金月額に使用日数を乗じて、その月の暦日数で除したものとします。

37. 熱媒体の放出等による賠償

受入施設または使用施設の故障、工事等による熱媒体の放出、その他お客さまの責めに帰すべき事由により、熱媒体および熱量に損失を生じた場合は、その損失に相当する金額を当社と協議のうえ、支払っていただきます。

附 則

1. 実施期日

この規程は、令和5年10月1日から実施します。

2. 新旧料金の切替措置

新料金は、この規程**36.**-(1)の規定にかかわらず、令和5年10月1日以降に支払義務が発生する料金から適用します。

別 表

料 金 表

1. 熱 料 金

契約種別	料金算定基準	金額
(1)住宅用温熱	①定額制暖房料金 暖房床面積1m ² につき、1暖房期間	3,302.00円（税込）
	②従量制給湯料金 最低料金 1月につき(1.7m ³ まで) 従量料金 1.7m ³ を超える0.1m ³ につき *水道料は含まれていません。	3,802.00円（税込） 223.7円（税込）
(2)業務用温熱	①従量制温熱料金 基本料金 契約容量1MJ/hつき、1か月	356.2円（税込）
	従量料金 使用量1MJにつき	3.32円（税込）

2. 休止料金

契約種別	料金算定基準	金額
(1)住宅用温熱	定額制暖房料金 休止連続30日につき	4,290円（税込）
	30日を超える1日につき	143.0円（税込）
(2)業務用温熱	従量制温熱料金 休止連続30日につき (契約容量1MJ/h 当り)	252.26円（税込）
	30日を超える1日につき (契約容量1MJ/h 当り)	8.40円（税込）

(別紙)

5. 供給規程設定申請添付説明資料

事業者名 苫小牧熱供給株式会社

地区名 苫小牧市西部地区

様式第1	総括原価算定表
様式第2	熱需要想定
様式第3第1表	最大熱需要・設備能力
様式第3第2表	設備投資計画
様式第4第1表	需要種別整理原価表
様式第4第2表	熱料金総括表(消費税総額表示料金単価表)
様式第4第3表	収入計算書

様式第1

総括原価算定表

(原価算定期間: 令和5年10月～令和10年9月)

(単位:千円)

項目	令和5年10月～	令和6年10月～	令和7年10月～	令和8年10月～	令和9年10月～	合計	算定説明
	令和6年9月(12ヶ月)	令和7年9月(12ヶ月)	令和8年9月(12ヶ月)	令和9年9月(12ヶ月)	令和10年9月(12ヶ月)		
役員給与							常勤役員1名。月額報酬・退職慰労引当金は前回値上げ時と同額で算定。賞与支給月数は3.0か月へ減額。今回算定時、事業外分として計算した配賦率(21.0%)を乗じて除外。
給料手当	63,305	61,976	62,054	62,132	62,249	311,716	社員15名の給与について、弊社給与規程に則った定期昇給(ベースアップのみ、昇格人事はなし)を加味して算定(15名の平均年齢49.75歳(令和5年10月1日基準)、原価算定期間の一人当たりの平均年収4,284千円)。なお、原価については技術部門人員8.5名のうち、事業外に専従していると考えられる2名分の人件費(技術部門人件費総額÷8.5名×2名で計算)を除いた13名で算定。※参考 令和4年賃金構造基本統計調査 北海道の平均年収(月額現金給与額314.0千円×12+賞与その他特別給与額789.0千円)4,557.0千円。賞与支給月数は3.8か月。また、令和5年10月から令和6年6月までは顧問1名分も加味して算定。今回算定時、事業外分として計算した配賦率(21.0%)を乗じて除外。
退職金	2,024	2,360	2,360	2,360	2,360	11,464	正社員10名分に対しての、算定期間に必要な自己都合による退職金要支給額を算出し、社員ごとの支給対象期間により、引当額を計上。今回算定時、事業外分として計算した配賦率(21.0%)を乗じて除外。
雑給	0	0	0	0	0	0	該当なし
厚生費	12,570	12,320	12,320	12,320	12,292	61,822	人員14名分の法定厚生費・一般厚生費を算定。(令和5年10月から令和6年6月までは顧問1名を含む15名で算定)法定厚生費については、今回算定された給与・賞与額に、各機関の料率を乗じて算定。なお、事業主負担率は折半。ただし出向者については、健康保険料のみ62%のため、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領における法定厚生費の審査要領の健康保険料の事業主負担割合の法定下限が50%であることに倣い、原価算定期間末において50%になるよう、毎年度2.4%ずつ低減させた。一般厚生費については令和4年10月から令和5年9月実績推定をベースに算定。今回算定時、事業外分として計算した配賦率(21.0%)を乗じて除外。
燃料費	297,091	297,091	287,794	278,290	278,290	1,438,556	需要想定からガス使用量×単価@103.30円で算定。単価については、ガス会社との現行価格決定式に基づき、直近実績算定(令和5年8月分を使用)。原価総額に対する燃料費割合は、58.47%となる。
冷温熱購入費	0	0	0	0	0	0	該当なし
修繕費	5,017	5,017	5,017	5,017	5,017	25,085	令和4年度実績を原価算定期間の適正な見積額として算定
電力料	25,809	25,809	24,744	24,026	24,026	124,414	電力会社との契約単価に基づき算定。燃料費等調整単価・離島ユニバーサルサービス調整費・市場価格調整費・再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については令和5年8月分を使用。
水道料	371	371	371	371	371	1,855	苫小牧市の水道料金単価に基づき算定。使用水道量及び金額は間近5年平均で算定。
消耗品費	2,609	2,609	2,609	2,609	2,609	13,045	各項目、令和4年10月から令和5年9月実績推定をベースに算定。
賃借料	2,420	2,346	2,346	2,346	2,346	11,804	各項目、令和4年10月から令和5年9月実績推定をベースに算定。
委託作業費	8,145	8,117	8,067	8,015	7,988	40,332	給湯検針委託費用、請求書郵送費用、ネットワーク関連システム・消防設備点検といった設備に関する保守料、法定点検整備の外部委託料、並びに販売管理システム保守料を令和4年10月から令和5年9月実績推定をベースに算定。
租税課金	6,816	6,852	6,865	6,991	7,064	34,588	償却資産税については各年度の評価額を算出し、算定。その他の費目については令和4年10月から令和5年9月実績推定をベースに算定。
試験研究費	0	0	0	0	0	0	該当なし
需要開発費	0	0	0	0	0	0	該当なし
固定資産除却費	0	0	0	0	0	0	該当なし
貸倒償却	488	488	488	488	488	2,440	熟料金の死亡または自己破産等により回収困難と認識された需要家について、令和4年度実績をベースに算定。
雑費	14,545	14,589	14,568	14,551	14,528	72,781	各項目、令和4年10月から令和5年9月実績推定をベースに算定。今回算定時、前年度実績から一般雑費として計上されていた「交際費」、「会社周辺にある幼稚園へのクリスマスプレゼント代」、「町内会等に対する寄付金」を除外して算定。
減価償却費	44,935	44,012	43,600	45,555	44,219	222,321	算定期間内の資産に対し、各動定科目法定償却方法により算定。
他勘定振替額(△)	0	0	0	0	0	0	該当なし
営業費計	486,145	483,957	473,203	465,071	463,847	2,372,223	
営業外費用	0	0	0	0	0	0	該当なし
事業報酬	12,529	12,165	12,041	12,497	12,135	61,366	事業報酬率3.02%(令和5年6月30日パブリックコメントによる変更案)により算定。
法人税・住民税・事業税	5,529	5,368	5,314	5,515	5,355	27,081	事業報酬にかかる法人税等を、法定実効税率30.62%にて算定。
原価総額(A)	504,203	501,490	490,558	483,083	481,337	2,460,670	
控除項目(B)						0	
差引料金原価(A)-(B)	504,203	501,490	490,558	483,083	481,337	2,460,670	

様式第2

熱需要想定

項目		年度	令和5年10月～ 令和6年9月 (12ヶ月分)	令和6年10月～ 令和7年9月 (12ヶ月分)	令和7年10月～ 令和8年9月 (12ヶ月分)	令和8年10月～ 令和9年9月 (12ヶ月分)	令和9年10月～ 令和10年9月 (12ヶ月分)	計	
		需要家状況	業務用ビル	<年間増加件数> (件数)	0	0	0	0	0
<9月末件数>	5			5	5	5	5	25	
<年間増加面積> (床面積) m ²	0			0	0	0	0	0	
<9月末床面積>	7,886			7,886	7,886	7,886	7,886	39,430	
集合住宅	<暖房件数>								
	<9月末件数>		2,218	2,218	2,148	2,076	2,076	10,736	
	<給湯件数>								
	<9月末件数>		2,130	2,130	2,059	1,986	1,986	10,291	
	<暖房延床面積> (延床面積) m ²								
	<9月末床面積>		116,223	116,223	112,555	108,782	108,782	562,566	
年間延契約容量 (GJ/h)	業務用ビル	冷熱							
		温熱	27.375	27.375	27.375	27.375	27.375	136.875	
	集合住宅	<一戸当たり> 温熱 (総容量)	0.165 364.887	0.165 364.887	0.165 353.371	0.165 341.526	0.165 341.526	1,766.197	
		<一戸当たり> 給湯 (総容量)	0.084 178.294	0.084 178.294	0.084 172.351	0.084 166.241	0.084 166.241	861.421	
		凍結防止分	温熱	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
			給湯						
	合計	温熱	392.262	392.262	380.746	368.901	368.901	1,903.072	
		給湯	178.294	178.294	172.351	166.241	166.241	861.421	
	年間販売熱量 (GJ)	業務用ビル	冷熱						
			温熱	3,256	3,256	3,256	3,256	3,256	16,280
集合住宅		<一戸当たり> 温熱 (総熱量)	34.404 76,307	34.404 76,307	34.408 73,908	34.395 71,403	34.395 71,403	369,328	
		<一戸当たり> 給湯 (総熱量)	7.032 14,978	7.032 14,978	7.047 14,510	7.047 13,995	7.047 13,995	72,456	
		凍結防止分	温熱	0	0	0	0	0	0
			給湯						
合計		温熱	79,563	79,563	77,164	74,659	74,659	385,608	
		給湯	14,978	14,978	14,510	13,995	13,995	72,456	

(注) 需要の状況により、項目の変更可。

様式第3第1表

最大熱需要・設備能力

項目		令和5年10月～ 令和6年9月 (12ヶ月分)	令和6年10月～ 令和7年9月 (12ヶ月分)	令和7年10月～ 令和8年9月 (12ヶ月分)	令和8年10月～ 令和9年9月 (12ヶ月分)	令和9年10月～ 令和10年9月 (12ヶ月分)
最大熱需要 (GJ/h)	冷熱					
	温熱	25.127	25.127	24.358	23.567	23.567
	給湯	11.373	11.373	11.025	10.667	10.667
	合計	36.500	36.500	35.383	34.234	34.234
設備能力	ボイラー GJ/h	64.686	64.686	64.686	64.686	64.686
	ヒートポンプ GJ/h (冷熱) (温熱)					
	熱交換器 GJ/h					
	冷凍設備 GJ/h ターボ 吸収式					
	冷温水貯水槽 m ³ 温水槽 冷温水槽 冷水槽					
	その他 GJ/h					

様式第3第2表

設備投資計画

(設備投資額)

(千円)

設備名	年度	年度					計		
		令和5年10月～ 令和6年9月 (12ヶ月分)	令和6年10月～ 令和7年9月 (12ヶ月分)	令和7年10月～ 令和8年9月 (12ヶ月分)	令和8年10月～ 令和9年9月 (12ヶ月分)	令和9年10月～ 令和10年9月 (12ヶ月分)			
製造設備	土地						0		
	建物(建物附属設備を含む)						0		
	構築物						0		
	機械装置	ボイラー						0	
		冷凍設備(ヒートポンプを含む)						0	
		熱交換器						0	
		温水・冷水貯水槽						0	
		その他機械装置	①エコマイザーポンプ更新		3,000				46,000
			②中央監視装置更新				33,000		
	③エア一作動弁更新				10,000				
その他						0			
計		0	3,000	10,000	33,000	0	46,000		
供給設備	土地						0		
	建物(建物附属設備を含む)						0		
	構築物						0		
	機械装置	④客先電動二方弁更新			3,180			3,180	
		導管	⑤導管修理	23,200					116,000
	⑥導管修理			23,200					
	⑦導管修理				23,200				
	⑧導管補修					23,200			
	⑨導管補修						23,200		
	熱量・流量計	⑩給湯メーター312台	4,960					25,920	
		⑪給湯メーター154台	2,450						
		⑫給湯メーター374台		5,950					
		⑬給湯メーター354台			5,630				
		⑭給湯メーター436台				6,930			
その他						0			
計		30,610	29,150	32,010	30,130	23,200	145,100		
業務設備	土地						0		
	建物(建物附属設備を含む)					9,000	9,000		
	構築物						0		
	機械装置						0		
	その他(無形固定資産)						0		
計		0	0	0	0	9,000	9,000		
合計		30,610	32,150	42,010	63,130	32,200	200,100		

需要種別整理原価表(その1)
(令和5年10月～令和10年9月までの累計にて算定)

区分	項目	配賦比率(%)			配賦額(千円)			温熱等需要種別							給湯				
		配賦基準	温熱	給湯 (住宅のみ)	合計	温熱	給湯 (住宅のみ)	業務・住宅別配賦比率(%)				配賦額(千円)			配賦額(千円) 住宅給湯				
								配賦基準	業務温熱	住宅温熱	凍結防止	合計	合計	業務温熱		住宅温熱	凍結防止		
固定費	役員給与	延契約容量比	68.84	31.16				延契約容量比	7.19	92.81	0.00	100.00							
	給料手当	"	68.84	31.16	311,716	214,585	97,131	"	7.19	92.81	0.00	100.00	214,585	15,429	199,156	0		97,131	
	退職金	"	68.84	31.16	11,464	7,892	3,572	"	7.19	92.81	0.00	100.00	7,892	567	7,325	0		3,572	
	雑給	"	68.84	31.16	0	0	0	"	7.19	92.81	0.00	100.00	0	0	0	0		0	
	厚生費	"	68.84	31.16	61,822	42,558	19,264	"	7.19	92.81	0.00	100.00	42,558	3,060	39,498	0		19,264	
	修繕費	"	68.84	31.16	25,085	17,269	7,816	"	7.19	92.81	0.00	100.00	17,269	1,242	16,027	0		7,816	
	消耗品費	"	68.84	31.16	13,045	8,980	4,065	"	7.19	92.81	0.00	100.00	8,980	646	8,334	0		4,065	
	賃借料	"	68.84	31.16	11,804	8,126	3,678	"	7.19	92.81	0.00	100.00	8,126	584	7,542	0		3,678	
	委託作業費	"	68.84	31.16	40,332	27,765	12,567	"	7.19	92.81	0.00	100.00	27,765	1,996	25,769	0		12,567	
	租税課金	"	68.84	31.16	34,588	23,810	10,778	"	7.19	92.81	0.00	100.00	23,810	1,712	22,098	0		10,778	
	試験研究費	"	68.84	31.16	0	0	0	"	7.19	92.81	0.00	100.00	0	0	0	0		0	
	需要開発費	"	68.84	31.16	0	0	0	"	7.19	92.81	0.00	100.00	0	0	0	0		0	
	固定資産除却費	"	68.84	31.16	0	0	0	"	7.19	92.81	0.00	100.00	0	0	0	0		0	
	貸倒償却	"	68.84	31.16	2,440	1,680	760	"	7.19	92.81	0.00	100.00	1,680	121	1,559	0		760	
	雑費	"	68.84	31.16	72,781	50,102	22,679	"	7.19	92.81	0.00	100.00	50,102	3,602	46,500	0		22,679	
	減価償却費	"	68.84	31.16	222,321	153,046	69,275	"	7.19	92.81	0.00	100.00	153,046	11,004	142,042	0		69,275	
	他勘定振替額(△)	"	68.84	31.16	0	0	0	"	7.19	92.81	0.00	100.00	0	0	0	0		0	
	営業費外費用	"	68.84	31.16	0	0	0	"	7.19	92.81	0.00	100.00	0	0	0	0		0	
	事業報酬	"	68.84	31.16	61,366	42,245	19,121	"	7.19	92.81	0.00	100.00	42,245	3,037	39,208	0		19,121	
	法人税・住民税・事業税	"	68.84	31.16	27,081	18,643	8,438	"	7.19	92.81	0.00	100.00	18,643	1,340	17,303	0		8,438	
控除項目(△)	"	68.84	31.16	0	0	0	"	7.19	92.81	0.00	100.00	0	0	0	0		0		
小計	延契約容量比	68.84	31.16	895,845	616,701	279,144	延契約容量比	7.19	92.81	0.00	100.00	616,701	44,340	572,361	0		279,144		
変動費	燃料費	ガス使用量比	76.07	23.93	1,438,556	1,094,310	344,246	販売熱量比	4.22	95.78	0.00	100.00	1,094,310	46,180	1,048,130	0		344,246	
	冷温熱光熱費																		
	電力料	電力使用量比	56.22	43.78	124,414	69,946	54,468	販売熱量比	4.22	95.78	0.00	100.00	69,946	2,952	66,994	0		54,468	
	水道料	水道使用量比	100.00	0.00	1,855	1,855	0	販売熱量比	4.22	95.78	0.00	100.00	1,855	78	1,777	0		0	
小計				1,564,825	1,166,111	398,714						1,166,111	49,210	1,116,901	0		398,714		
合計				2,460,670	1,782,812	677,858						1,782,812	93,550	1,689,262	0		677,858		
													1,689,262						
																677,858			
													44,340						
													49,210						
																0			
合計料金原価				2,460,670	1,782,812	677,858					1,782,812	93,550	1,689,262	0	677,858				

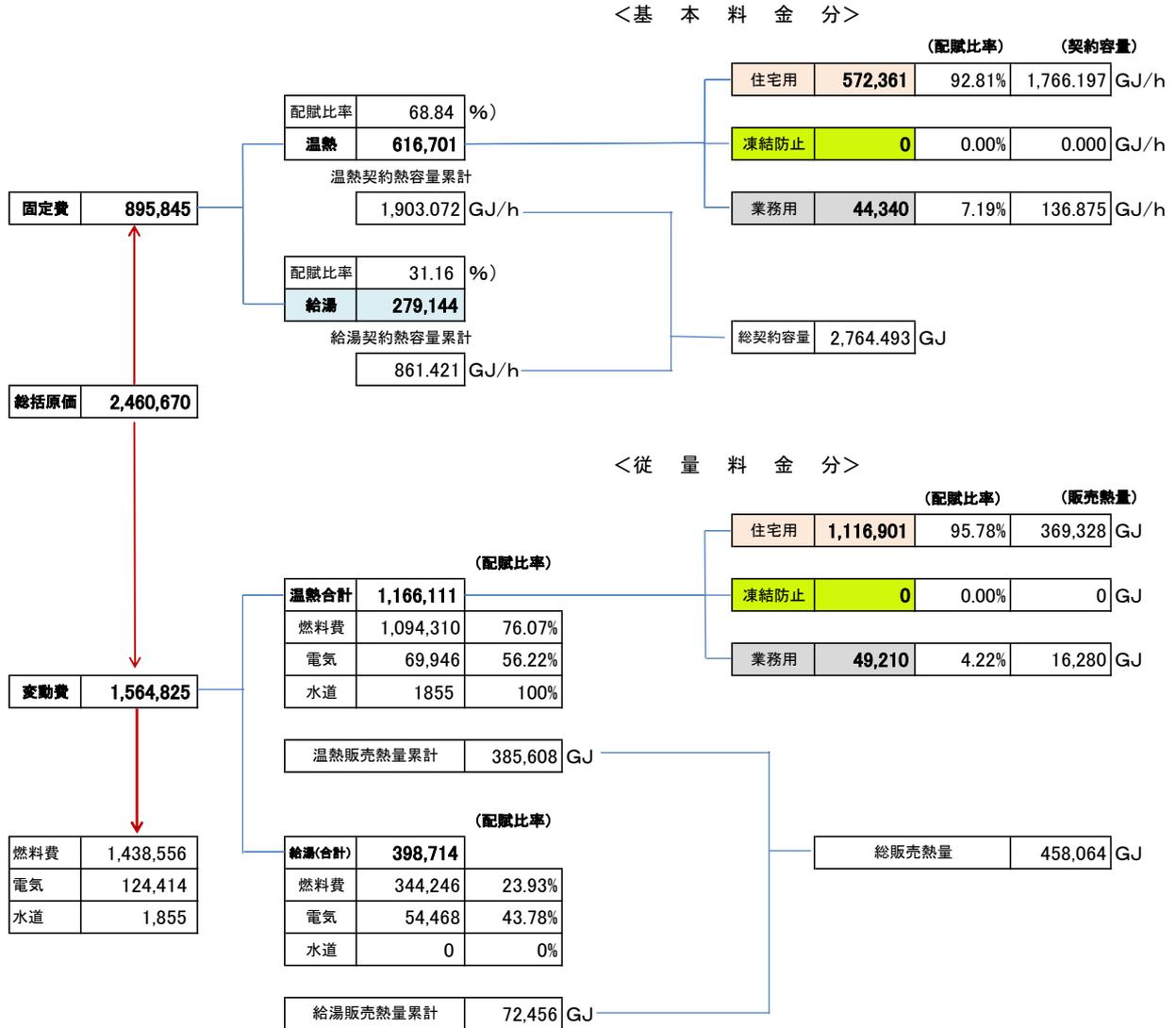
(注)1. 給湯は住宅用のみ

需要種別整理原価表(その2)

1、定額制料金及び二部制料金（基本料金及び従量料金）

- (1) 固定費、変動費に振り分けた原価を**契約熱容量比、使用量比**等により温熱、給湯別に配賦する。
- (2) 配賦された温熱、給湯別の固定費、変動費を基に、基本料金は固定費を**契約熱容量**で、従量料金は変動費を**給湯と温熱の燃料・電力の配賦と販売熱量**でそれぞれ除して算定する。

(金額単位:千円)



様式第4第2表(その1)

熱料金総括表

需要種別	原価合計(千円)	熱料金算定	
		算定式	料金率
温熱住宅用定額料金原価	1,689,262	原価合計÷(総延べ床面積)=円/m ² ・暖房期間 1,689,262÷(562,566)	3,002 円/m ² ・暖房期間
<給湯料金原価> 最低料金 1.7m ³ までの最低使用量つき 従量料金	677,858	従量料金・円/1m ³ ×1.7m ³ 2,034×1.7	3,457 円/月
1.7m ³ を超える0.1m ³ につき 従量料金		原価合計÷販売流量=円/O. 1m ³ 677,858÷333,162×100	203.4 円/O. 1m ³
温熱業務用基本料金原価	44,340	原価合計÷延契約容量=円/MJ・h・月 44,340÷136.875	323.9 円/MJ/h・月
温熱業務用従量料金原価	49,210	原価合計÷販売熱量=円/MJ 49,210÷16,280	3.02 円/MJ
住宅用凍結防止料金原価	0		0 円/月
合計	2,460,670		

契約種別・料金算定基準	今回(A)	現行(B)	差(A)-(B)
住宅用温熱 定額制暖房料金 (円/m ² ・暖房期間)	3,002.00	2,080.00	922.00
住宅用温熱 従量制給湯料金 最低料金 (円/月1.7m ³ まで)	3,457	2,626	831
住宅用温熱 従量制給湯料金 従量料金 (円/1.7m ³ を超える0.1m ³ につき)	203.4	154.5	48.9
業務用温熱 従量制温熱料金 基本料金(円/MJ・h・月)	323.9	247.7	76.2
業務用温熱 従量制温熱料金 従量料金(円/MJ)	3.02	2.08	0.94
凍結防止等料金 (円/月)	0	12,975	-12,975

収入額比較(千円)	今回(A)	現行(B)	改定率
	2,908,864	1,752,578	1,156,286

契約種別・料金算定基準	今回(A)	現行(B)	改定率
住宅用温熱 定額制暖房料金 (円/m ² ・暖房期間)	3,002	2,080	44.33%
住宅用温熱 従量制給湯料金 最低料金 (円/月1.7m ³ まで)	3,457	2,626	31.65%
住宅用温熱 従量制給湯料金 従量料金 (円/1.7m ³ を超える0.1m ³)	203.4	154.5	31.65%
業務用温熱 従量制温熱料金 基本料金(円/MJ・h・月)	323.9	247.7	30.76%
業務用温熱 従量制温熱料金 従量料金(円/MJ)	3.02	2.08	45.19%
凍結防止等料金 (円/月)	0	12,975	-100.00%

様式第4第2表(その2)

消費税総額表示料金単価表

(単位:円)

契約種別・料金算定基準	税込前	消費税率	総額表示料金
住宅用温熱 定額制暖房料金 (円/m ² ・暖房期間)	3,002.00	10.00%	3,302.00
住宅用温熱 従量制給湯料金 最低料金 (円/月1.7m ³ まで)	3,457	10.00%	3,802
住宅用温熱 従量制給湯料金 従量料金 (円/1.7m ³ を超える0.1m ³)	203.4	10.00%	223.7
業務用温熱 従量制温熱料金 基本料金(円/MJ・h・月)	323.9	10.00%	356.2
業務用温熱 従量制温熱料金 従量料金(円/MJ)	3.02	10.00%	3.32
凍結防止等料金 (円/月)	0	10.00%	0

* 税込前の単価を消費税率10%を乗じて端数切捨てを実施

様式第4第3表

収入計算書

(単位:千円)

項目		令和 5年10月～ 令和 6年9月	令和 6年10月～ 令和 7年9月	令和 7年10月～ 令和 8年9月	令和 8年10月～ 令和 9年9月	令和 9年10月～ 令和 10年9月	合計
基本料金	住宅用温熱 定額制暖房料金(千円/年)						
	住宅用温熱 従量制給湯料金 最低料金(千円/年)	88,361	88,361	85,416	82,387	82,387	426,912
	住宅用温熱 従量制給湯料金 従量料金(千円/年)						
	業務用温熱 従量制温熱料金 基本料金(千円/年)	8,867	8,867	8,867	8,867	8,867	44,335
	業務用温熱 従量制温熱料金 従量料金(千円/年)						
	凍結防止等料金(千円/年)						
	計(千円/年)	97,228	97,228	94,283	91,254	91,254	471,247
従量料金	住宅用温熱 定額制暖房料金(千円/年)						
	住宅用温熱 従量制給湯料金 最低料金(千円/年)						
	住宅用温熱 従量制給湯料金 従量料金(千円/年)	51,719	51,719	50,257	48,473	48,473	250,641
	業務用温熱 従量制温熱料金 基本料金(千円/年)						
	業務用温熱 従量制温熱料金 従量料金(千円/年)	9,833	9,833	9,833	9,833	9,833	49,165
	凍結防止等料金(千円/年)						
	計(千円/年)	61,552	61,552	60,090	58,306	58,306	299,806
定額料金	住宅用温熱 定額制暖房料金(千円/年)	348,902	348,902	337,891	326,565	326,565	1,688,825
	住宅用温熱 従量制給湯料金 最低料金(千円/年)						
	住宅用温熱 従量制給湯料金 従量料金(千円/年)						
	業務用温熱 従量制温熱料金 基本料金(千円/年)						
	業務用温熱 従量制温熱料金 従量料金(千円/年)						
	凍結防止等料金(千円/年)	0	0	0	0	0	0
	計(千円/年)	348,902	348,902	337,891	326,565	326,565	1,688,825
計	住宅用温熱 定額制暖房料金(千円/年)	348,902	348,902	337,891	326,565	326,565	1,688,825
	住宅用温熱 従量制給湯料金 最低料金(千円/年)	88,361	88,361	85,416	82,387	82,387	426,912
	住宅用温熱 従量制給湯料金 従量料金(千円/年)	51,719	51,719	50,257	48,473	48,473	250,641
	業務用温熱 従量制温熱料金 基本料金(千円/年)	8,867	8,867	8,867	8,867	8,867	44,335
	業務用温熱 従量制温熱料金 従量料金(千円/年)	9,833	9,833	9,833	9,833	9,833	49,165
	凍結防止等料金(千円/年)	0	0	0	0	0	0
	計(千円/年)	507,682	507,682	492,264	476,125	476,125	2,459,878

* 総括原価2,460,670千円に対し、料金収入が2,459,878円となり、792千円の未回収額がありますが、これは料金単価作成にあたり、端数処理を行ったことに依るものです。